

議第26号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,089人」を「3,130人」に改め、同項第9号中「69人」を「72人」に改め、同項第9号の2中「1,120人」を「1,134人」に改め、同項第10号中「3,401人」を「3,369人」に、「595人」を「579人」に、「3,996人」を「3,948人」に改め、同号ア中「2,214人」を「2,179人」に、「381人」を「373人」に、「2,595人」を「2,552人」に改め、同号ウ中「1,148人」を「1,151人」に、「145人」を「138人」に、「1,293人」を「1,289人」に改め、同号エ中「66人」を「65人」に改め、同項第11号中「8,559人」を「8,569人」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。